

# 令和3年度 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合監査計画

## 1. 基本方針

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）の公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いた監査等を実施することで、組合の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。

## 2. 実施予定の監査等

令和3年度実施予定の監査等の種類及び実施予定期を以下のとおり定める。

### (1) 定期監査

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合監査委員条例（以下「監査委員条例」という。）第2条の規定に基づき、次による定期監査を令和3年5月から6月までの間に実施する。

- ①組合の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした監査
- ②組合の経営に係る事業の管理その他一般行政事務の組織及び管理運営が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした監査
- ③必要に応じ、組合の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施行等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼とした監査

### (2) 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、次による行政監査を定期監査の実施に合わせて実施する。

- ①組合の事務事業の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とした監査

### (3) 例月現金出納検査

監査委員条例第3条の規定に基づき、次による例月現金出納検査を、毎月23日に実施する。（ただし、その期日が組合の休日にあたるとき、その他やむを得ない理由により行なうことができないときは、その期日を変更することができる。）

- ①会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とした検査

### (4) 決算審査

監査委員条例第4条の規定に基づき、次による決算審査を6月に実施する。

- ①決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした審査

②基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした審査

(5) 指定金融機関検査

地方自治法施行令第168条の4の規定に基づき、気仙沼市の検査日程に合わせ、次による検査を令和4年2月頃に実施し、監査委員に報告する。

①会計管理者が、指定金融機関の公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況が適正に行われているかどうかを主眼とした検査

3. その他の必要性及び請求、要求に基づいて行う監査

(1) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるととき、定期監査に準じて実施するもの

(2) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項の規定による監査）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるととき、又は管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定どおり行われているかどうかを主眼として実施するもの

(3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

(4) 議会の要求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

要求に係る事務について実施するもの

(5) 請願の措置としての監査（法第125条の規定に関する監査）

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適當と認められたものについて実施するもの

(6) 管理者の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

請求の内容について実施するもの

(8) 管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項の定による監査）

要求に係る事実の有無等について実施するもの

4. 監査結果の公表

監査委員条例第5条の規定に基づき 監査委員の行なう公表は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合公告式条例の定めるところによる。